

尾張旭市監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和3年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

総務部（総務課・検査室、危機管理課、財政課、税務課、収納課）

3 監査の期間

令和3年10月25日から令和3年11月26日まで

4 監査の方法

令和3年度（令和3年9月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

電子申告・国税連携システム保守委託において、契約約款が「業務委託」でなく、「設計業務等委託」となっている。（税務課）

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

教育委員会（学校教育課、東中学校、渋川小学校、本地原小学校）

3 監査の期間

令和3年10月25日から令和3年11月26日まで

4 監査の方法

令和3年度（令和3年9月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

議会事務局議事課

3 監査の期間

令和3年10月25日から令和3年11月26日まで

4 監査の方法

令和3年度（令和3年9月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。